岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月28日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県規則第28号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	（総務部の分課等及びその分掌事務） 第７条　［略］ ２～４　［略］ ５　行政経営推進課の分掌事務は、次のとおりとする。 経営推進担当の分掌事務 （１）　［略］ （２）　行財政改革その他行政経営の企画及び調整並びに推進に関すること。 （３）・（４）　［略］ 公益法人担当の分掌事務 （１）～（５）　［略］ ６～８　［略］ （復興防災部の分課及びその分掌事務） 第７条の２　［略］ ２　復興危機管理室の分掌事務は、次のとおりとする。 ［略］ 企画担当の分掌事務 （１）　復興及び防災等の危機管理に係る施策の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 （２）　［略］ ［略］ 放射線影響対策担当の分掌事務 （１）・（２）　［略］ ３～７　［略］ （ふるさと振興部の分課及びその分掌事務） 第８条　［略］ ２・３　［略］ ４　学事振興課の分掌事務は、次のとおりとする。 学事企画担当の分掌事務 （１）　［略］ （２）　［略］ （３）　［略］ （４）　［略］ （５）　［略］ （６）　［略］ （７）　［略］ ［略］ ５・６　［略］ ７　県北・沿岸振興室の分掌事務は、次のとおりとする。 県北振興担当の分掌事務 （１）　県北地域の振興に関する企画及び調整並びに推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 （２）　［略］ 沿岸振興担当の分掌事務 （１）　沿岸地域の振興に関する企画及び調整並びに推進に関すること（県北振興担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。	（総務部の分課等及びその分掌事務） 第７条　［略］ ２～４　［略］ ５　行政経営推進課の分掌事務は、次のとおりとする。 経営推進担当の分掌事務 （１）　［略］ （２）　行政経営の企画及び調整並びに推進に関すること（行財政企画担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。 （３）・（４）　［略］ 公益法人担当の分掌事務 （１）～（５）　［略］ 行財政企画担当の分掌事務 （１）　行財政改革の企画及び調整並びに推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 ６～８　［略］ （復興防災部の分課及びその分掌事務） 第７条の２　［略］ ２　復興危機管理室の分掌事務は、次のとおりとする。 ［略］ 企画担当の分掌事務 （１）　復興及び防災、食の安全安心の確保、感染症対策、家畜防疫その他の全庁を挙げた対応が必要な危機管理に係る施策の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。 （２）　［略］ ［略］ 放射線影響対策担当の分掌事務 （１）・（２）　［略］ 林野火災復旧復興推進担当の分掌事務 （１）　令和７年大船渡市林野火災による災害からの復旧及び復興に係る施策の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。 ３～７　［略］ （ふるさと振興部の分課及びその分掌事務） 第８条　［略］ ２・３　［略］ ４　学事振興課の分掌事務は、次のとおりとする。 学事企画担当の分掌事務 （１）　［略］ （２）　教育委員会との連携及び教育関連施策の総合調整に関すること。 （３）　［略］ （４）　［略］ （５）　［略］ （６）　［略］ （７）　［略］ （８）　［略］ ［略］ ５・６　［略］ ７　県北・沿岸振興室の分掌事務は、次のとおりとする。 県北・沿岸振興担当の分掌事務 （１）　県北地域及び沿岸地域の振興に関する企画及び調整並びに推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 （２）　［略］

8　［略］	8　［略］
9　交通政策室の分掌事務は、次のとおりとする。	9　交通政策室の分掌事務は、次のとおりとする。
地域交通担当の分掌事務	地域交通対策担当の分掌事務
（1）　公共交通に関すること（空港振興担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。	（1）　公共交通に関すること（地域鉄道担当、空港振興担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。
（2）　［略］	（2）　［略］
	地域鉄道担当の分掌事務
	（1）　地域鉄道に関すること。
空港振興担当の分掌事務	空港振興担当の分掌事務
（1）・（2）　［略］	（1）・（2）　［略］
10　［略］	10　［略］
（文化スポーツ部の分課及びその分掌事務）	（文化スポーツ部の分課及びその分掌事務）
第８条の２　［略］	第８条の２　［略］
２・３　［略］	２・３　［略］
４　スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。	４　スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。
生涯スポーツ担当の分掌事務	生涯スポーツ担当の分掌事務
（1）～（5）　［略］	（1）～（5）　［略］
	冬季国スポ推進担当の分掌事務
	（1）　第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
競技スポーツ担当の分掌事務	競技スポーツ担当の分掌事務
（1）～（3）　［略］	（1）～（3）　［略］
（保健福祉部の分課及びその分掌事務）	（保健福祉部の分課及びその分掌事務）
第10条　［略］	第10条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。	３　健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。
保健推進担当の分掌事務	保健推進担当の分掌事務
（1）　［略］	（1）　［略］
	（2）　地域保健に関する普及啓発、研修指導及び情報提供に関すること。
（2）　［略］	（3）　［略］
健康予防担当の分掌事務	健康予防担当の分掌事務
（1）　［略］	（1）　［略］
	（2）　地域保健に関する普及啓発及び情報提供に関すること（保健推進担当の主管に属するものを除く。）。
（2）　［略］	（3）　［略］
（3）　［略］	（4）　［略］
（4）　［略］	（5）　［略］
（5）　［略］	（6）　［略］
（6）　［略］	（7）　［略］
（7）　［略］	（8）　［略］
（8）　［略］	（9）　［略］
（9）　［略］	(10)　［略］
(10)　［略］	(11)　［略］
(11)　［略］	(12)　［略］
［略］	［略］
４　［略］	４　［略］
５　長寿社会課の分掌事務は、次のとおりとする。	５　長寿社会課の分掌事務は、次のとおりとする。
高齢福祉担当及び介護福祉担当の分掌事務	高齢福祉担当、介護福祉担当及び介護人材確保担当の分掌事務
（1）～（3）　［略］	（1）～（3）　［略］
［略］	［略］
介護福祉担当の分掌事務	介護福祉担当の分掌事務
（1）・（2）　［略］	（1）・（2）　［略］
（3）　介護福祉士及びその養成施設に関すること（保健福祉企画室の主管に属するものを除く。）。	
（4）　［略］	（3）　［略］
	介護人材確保担当の分掌事務
	（1）　介護に係る人材の確保、育成及び定着に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
	（2）　介護福祉士及びその養成施設に関すること（保健福祉企画室の主管に属するものを除く。）。

６～８　［略］

（農林水産部の分課及びその分掌事務）

第12条　［略］

２　農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

［略］

企画担当の分掌事務

（１）～（３）　［略］

（４）　県北沿岸地域の農林水産業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

［略］

３　［略］

４　流通課の分掌事務は、次のとおりとする。

［略］

６次産業化推進担当の分掌事務

（１）・（２）　［略］

（３）　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

（４）　［略］

［略］

５～16　［略］

（分課及びその分掌事務）

第15条　［略］

２　［略］

３　会計課の分掌事務は、次のとおりとする。

［略］

出納担当の分掌事務

（１）～(11)　［略］

(12)　私人に委託した歳入の徴収若しくは収納又は支出の事務の検査に関すること。

（農林部）

第26条　［略］

２・３　［略］

４　林務出張所の分掌事務は、別表第２の３の表に掲げる事務のうち、10の項、55の項から72の項まで及び109の項に掲げる事務とする。

（審査指導監）

第28条の２　［略］

２　審査指導監の分掌事務は、次のとおりとする。

（１）～(10)　［略］

(11)　別に定める私人に委託した歳入の徴収若しくは収納又は支出の事務の検査に関すること。

(12)～(16)　［略］

（環境保健研究センター）

第33条の２　岩手県環境保健研究センターの所掌事務は、次のとおりである。

（１）　環境及び保健に関する調査研究及び技術開発に関すること。

（２）　環境及び保健に関する普及啓発、研修指導及び情報提供に関すること。

（３）～（８）　［略］

２　［略］

（職）

第78条　次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区　分		職	職　務
本庁	［略］		
	復興危機管理室	総括危機管理監	［略］
		危機管理監	上司の命を受け、第７条の２第２項企画担当の分掌事務第１号についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
	地域振興室	地域企画監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し

６～８　［略］

（農林水産部の分課及びその分掌事務）

第12条　［略］

２　農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

［略］

企画担当の分掌事務

（１）～（３）　［略］

（４）　県北地域及び沿岸地域の農林水産業の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

［略］

３　［略］

４　流通課の分掌事務は、次のとおりとする。

［略］

６次産業化推進担当の分掌事務

（１）・（２）　［略］

（３）　日本農林規格等に関すること。

（４）　［略］

［略］

５～16　［略］

（分課及びその分掌事務）

第15条　［略］

２　［略］

３　会計課の分掌事務は、次のとおりとする。

［略］

出納担当の分掌事務

（１）～(11)　［略］

(12)　公金の徴収若しくは収納又は支出の事務の委託を受けた者に係る公金事務の状況の検査に関すること。

（農林部）

第26条　［略］

２・３　［略］

４　林務出張所の分掌事務は、別表第２の３の表に掲げる事務のうち、55の項から72の項まで及び109の項に掲げる事務とする。

（審査指導監）

第28条の２　［略］

２　審査指導監の分掌事務は、次のとおりとする。

（１）～(10)　［略］

(11)　別に定める公金の徴収若しくは収納又は支出の事務の委託を受けた者に係る公金事務の状況の検査に関すること。

(12)～(16)　［略］

（環境保健研究センター）

第33条の２　岩手県環境保健研究センターの所掌事務は、次のとおりである。

（１）　環境及び保健に関する調査研究及び技術開発に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

（２）　環境及び保健に関する普及啓発、研修指導及び情報提供に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

（３）～（８）　［略］

２　［略］

（職）

第78条　次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区　分		職	職　務
本庁	［略］		
	復興危機管理室	総括危機管理監	［略］
	地域振興室		

			、第８条第６項地域企画担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
		ふるさと振興監	［略］
	交通政策室	地方路線対策監	上司の命を受け、第８条第９項地域交通担当の分掌事務第１号を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	子ども子育て支援室	［略］	
	［略］		
［略］			
保健福祉部に属する出先機関	［略］		
	児童相談所	所長	［略］
		次長	所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
	看護師養成所	［略］	
	［略］		
［略］			

2　前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区　分		職	職　務
本庁	［略］		
	室、課及び所	特命参事	［略］
		特命課長	［略］
	［略］		
広域振興局	［略］		
	部及び審査指導監	特命参事	［略］
		総括企画指導監	［略］
		［略］	
	［略］		
総務部に属する出先機関		特命参事	［略］
		総括企画指導監	［略］
		［略］	
		技術企画指導監	［略］
		専門幹	［略］

		ふるさと振興監	［略］
	子ども子育て支援室	［略］	
	［略］		
［略］			
保健福祉部に属する出先機関	［略］		
	児童相談所	所長	［略］
	一関児童相談所	課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を掌理するとともに、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	宮古児童相談所	次長	所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
	看護師養成所	［略］	
	［略］		
［略］			

2　前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区　分		職	職　務
本庁	［略］		
	室、課及び所	特命参事	［略］
		技術特命参事	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室、課又は所の技術に関する事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		特命課長	［略］
	［略］		
広域振興局	［略］		
	部及び審査指導監	特命参事	［略］
		技術特命参事	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部又は審査指導監の技術に関する事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		総括企画指導監	［略］
		［略］	
	［略］		
総務部に属する出先機関		特命参事	［略］
		技術特命参事	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の技術に関する事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		総括企画指導監	［略］
		［略］	
		技術企画指導監	［略］
		特命課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		専門幹	［略］

		［略］	
復興防災部に属する出先機関	［略］		
		特命参事	［略］
		総括企画指導監	［略］
		［略］	
		技術企画指導監	［略］
		専門幹	［略］
		［略］	
ふるさと振興部に属する出先機関		特命参事	［略］
		総括企画指導監	［略］
		［略］	
		技術企画指導監	［略］
		専門幹	［略］
		［略］	
環境生活部に属する出先機関		特命参事	［略］
		総括企画指導監	［略］
		［略］	
		技術企画指導監	［略］
		専門幹	［略］
		［略］	
保健福祉部に属する出先機関	［略］		
		特命参事	［略］
		総括企画指導監	［略］
		［略］	
		技術企画指導監	［略］
		専門幹	［略］
		［略］	
商工労働観光部に属する出先機関	［略］		
		特命参事	［略］
		総括企画指導監	［略］
		［略］	

		［略］	
復興防災部に属する出先機関	［略］		
		特命参事	［略］
		技術特命参事	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の技術に関する事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		総括企画指導監	［略］
		［略］	
		技術企画指導監	［略］
		特命課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		専門幹	［略］
		［略］	
ふるさと振興部に属する出先機関		特命参事	［略］
		技術特命参事	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の技術に関する事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		総括企画指導監	［略］
		［略］	
		技術企画指導監	［略］
		特命課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		専門幹	［略］
		［略］	
環境生活部に属する出先機関		特命参事	［略］
		技術特命参事	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の技術に関する事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		総括企画指導監	［略］
		［略］	
		技術企画指導監	［略］
		特命課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		専門幹	［略］
		［略］	
保健福祉部に属する出先機関	［略］		
		特命参事	［略］
		技術特命参事	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の技術に関する事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		総括企画指導監	［略］
		［略］	
		技術企画指導監	［略］
		特命課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		専門幹	［略］
		［略］	
商工労働観光部に属する出先機関	［略］		
		特命参事	［略］
		技術特命参事	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の技術に関する事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		総括企画指導監	［略］
		［略］	

		技術企画指導監	［略］
		専門幹	［略］
	［略］		
農林水産部に属する出先機関	［略］		
		特命参事	［略］
		総括企画指導監	［略］
	［略］		
		技術企画指導監	［略］
		専門幹	［略］
	［略］		
県土整備部に属する出先機関		特命参事	［略］
		総括企画指導監	［略］
	［略］		
		技術企画指導監	［略］
		専門幹	［略］
	［略］		

3　前２項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職　務
［略］	
参事	上司の命を受け、部局等又は広域振興局の特定事項についての企画及び立案に参画する。
技術参事	上司の命を受け、部局等又は広域振興局の技術に関する特定事項についての企画及び立案に参画する。
［略］	

4　前３項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職		職　務
行政職	教授、文化スポーツコーディネーター、首席特別税務調査員、首席児童福祉司、首席児童指導員、首席技術指導員、専門幹スポーツ医・科学員、専門幹講師、専門幹特別税務調査員、専門幹通信技師、専門幹消防教官、専門幹社会福祉主事、専門幹障がい者福祉司、専門幹児童福祉司、専門幹相談調査員、専門幹児童心理司、専門幹心理判定員、専門幹児童指導員、専門幹職業指導員、専門幹生活指導員、専門幹児童自立支援員、専門幹技術指導員、専門幹農業普及員、専門幹林業普及指導員、専門幹水産業普及指導員、専門幹建築員、准教授、上席スポーツ医・科学専門員、上席講師、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、主査スポーツ医・科学専門員、主査講師、主査通信技師、主査消防教官、主査社会福祉主事、主査	［略］

		技術企画指導監	［略］
		特命課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		専門幹	［略］
	［略］		
農林水産部に属する出先機関	［略］		
		特命参事	［略］
		技術特命参事	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の技術に関する事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		総括企画指導監	［略］
	［略］		
		技術企画指導監	［略］
		特命課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		専門幹	［略］
	［略］		
県土整備部に属する出先機関		特命参事	［略］
		技術特命参事	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の技術に関する事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		総括企画指導監	［略］
	［略］		
		技術企画指導監	［略］
		特命課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		専門幹	［略］
	［略］		

3　前２項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職　務
［略］	
参事	上司の命を受け、部局等又は出先機関の特定事項についての企画及び立案に参画する。
技術参事	上司の命を受け、部局等又は出先機関の技術に関する特定事項についての企画及び立案に参画する。
［略］	

4　前３項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職		職　務
行政職	教授、首席特別税務調査員、首席児童福祉司、首席児童指導員、首席技術指導員、専門幹スポーツ医・科学員、専門幹講師、専門幹特別税務調査員、専門幹通信技師、専門幹消防教官、専門幹社会福祉主事、専門幹障がい者福祉司、専門幹児童福祉司、専門幹相談調査員、専門幹児童心理司、専門幹心理判定員、専門幹児童指導員、専門幹職業指導員、専門幹生活指導員、専門幹児童自立支援員、専門幹技術指導員、専門幹農業普及員、専門幹林業普及指導員、専門幹水産業普及指導員、専門幹建築員、准教授、上席スポーツ医・科学専門員、上席講師、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、主査スポーツ医・科学専門員、主査講師、主査通信技師、主査消防教官、主査社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司	［略］

	障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専門員、主任スポーツ医・科学専門員、建築監視員、主任講師、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、主任主事、主任技師、主事、技師、スポーツ医・科学専門員、行政専門員、講師、通信技師、消防教官、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、狂犬病予防員、と畜検査員、動物愛護監視員、食鳥検査員、栄養指導員、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、漁業監督吏員、水産資源保護指導吏員、魚類防疫員	
［略］		

5　［略］

第79条　前条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職　務
甲板長、主任甲板員、甲板員、操機長、主任操機手、操機手、司厨（ちゅう）長、車庫長、副車庫長、運転技士、主任技能員、技能員、守衛長、副守衛長、主任守衛、守衛、主任用務員、用務員、主任事務員及び事務員	［略］

別表第１　広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部　等	課　等
［略］		
沿岸広域振興局	［略］	
	土木部	［略］
	［略］	
	岩泉土木センター	［略］
		河川港湾課
		河川復旧課
		建築指導課
	［略］	
	［略］	
［略］		

別表第２

１・２　［略］

３　広域振興局農政部、農政部農林振興センター、農政部農村整備センター、林務部、農林部、農林部農林振興センター、水産部及び水産部水産振興センターの分掌事務（第24条－第27条関係）

分掌事務	分掌の区分								備　考
	農政部	農政部農林振興センター	農政部農村整備センター	林務部	農林部	農林部農林振興センター	水産部	水産部水産振興センター	
［略］									
10　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関すること（保健福祉環境部の主管に属するものを除く。）。	○	○		○	○	○			

	、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専門員、主任スポーツ医・科学専門員、建築監視員、主任講師、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、主任主事、主任技師、主事、技師、スポーツ医・科学専門員、行政専門員、講師、通信技師、消防教官、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、狂犬病予防員、と畜検査員、動物愛護監視員、食鳥検査員、栄養指導員、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、漁業監督吏員、水産資源保護指導吏員、魚類防疫員	
［略］		

5　［略］

第79条　前条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職　務
車庫長、副車庫長、運転技士、運転専門員、主任技能員、技能員、技能専門員、守衛長、副守衛長、主任守衛、守衛	［略］

別表第１　広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部　等	課　等
［略］		
沿岸広域振興局	［略］	
	土木部	［略］
	［略］	
	岩泉土木センター	［略］
		河川港湾課
		建築指導課
	［略］	
	［略］	
［略］		

別表第２

１・２　［略］

３　広域振興局農政部、農政部農林振興センター、農政部農村整備センター、林務部、農林部、農林部農林振興センター、水産部及び水産部水産振興センターの分掌事務（第24条－第27条関係）

分掌事務	分掌の区分								備　考
	農政部	農政部農林振興センター	農政部農村整備センター	林務部	農林部	農林部農林振興センター	水産部	水産部水産振興センター	
［略］									
10　削除									

［略］

［略］

4　［略］

別表第３　本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
［略］		
総務部	［略］	
	行政経営推進課	経営推進担当課長　公益法人担当課長
	［略］	
復興防災部	復興危機管理室	企画課長　管理課長　放射線影響対策課長
	［略］	
ふるさと振興部	［略］	
	調査統計課	統計担当課長
	地域振興室	地域振興課長
	県北・沿岸振興室	県北振興課長　沿岸振興課長
	［略］	
	交通政策室	地域交通課長　空港振興課長
	［略］	
［略］		
環境生活部	［略］	
	若者女性協働推進室	青少年・男女共同参画課長　連携協働課長
保健福祉部	［略］	
	長寿社会課	高齢福祉担当課長　介護福祉担当課長
	［略］	
	医療政策室	医療政策担当課長　医務課長　地域医療推進課長　感染症課長
	［略］	
［略］		

別表第６　保健福祉部に属する出先機関の部、課及び科（第46条関係）

出先機関	部	課	科
［略］			
岩手県福祉総合相談センター	［略］		
高等看護学院	［略］		

別表第11　附属機関（第77条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

名　称	所掌事務
［略］	
岩手県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）第９条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関すること。
［略］	

条例によるもの

名　称	所掌事務
［略］	
岩手県情報公開・個人情報保護等審査会	岩手県情報公開・個人情報保護等審査会条例（令和４年岩手県条例第50号）第１条の規定により、同条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議し、並びに情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）、個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）及び岩手県議会個人情報の保護等に関する条例（令和

［略］

［略］

4　［略］

別表第３　本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
［略］		
総務部	［略］	
	行政経営推進課	経営推進担当課長　公益法人担当課長　行財政企画担当課長
	［略］	
復興防災部	復興危機管理室	企画課長　管理課長　放射線影響対策課長　林野火災復旧復興推進課長
	［略］	
ふるさと振興部	［略］	
	調査統計課	調査担当課長　統計担当課長
	地域振興室	地域企画課長　地域振興課長
	県北・沿岸振興室	県北・沿岸振興課長
	［略］	
	交通政策室	地域交通対策課長　地域鉄道担当課長　空港振興課長
	［略］	
［略］		
環境生活部	［略］	
	若者女性協働推進室	青少年・男女共同参画課長　連携協働担当課長
保健福祉部	［略］	
	長寿社会課	高齢福祉担当課長　介護福祉担当課長　介護人材確保担当課長
	［略］	
	医療政策室	医療政策担当課長　医務課長　地域医療推進課長　感染症担当課長
	［略］	
［略］		

別表第６　保健福祉部に属する出先機関の部、課及び科（第46条関係）

出先機関	部	課	科
［略］			
岩手県福祉総合相談センター	［略］		
岩手県一関児童相談所		総務保護課	
		相談支援課	
高等看護学院	［略］		

別表第11　附属機関（第77条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

名　称	所掌事務
［略］	
岩手県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）第８条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関すること。
［略］	

条例によるもの

名　称	所掌事務
［略］	
岩手県情報公開・個人情報保護等審査会	岩手県情報公開・個人情報保護等審査会条例（令和４年岩手県条例第50号）第１条の規定により、同条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議し、並びに情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）、個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）及び岩手県議会個人情報の保護等に関する条例（令和

	４年岩手県条例第63号）の実施に関し実施機関等に意見を述べること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第２項の規定により、同法の規定によりその権限に属させられた事項及び県における同法第30条の６第１項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議すること。	４年岩手県条例第63号）の実施に関し実施機関等に意見を述べること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第２項（同法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、同法の規定によりその権限に属させられた事項並びに県における同法第30条の６第１項及び第30条の41第１項の規定による通知に係る本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議すること。
［略］		［略］

2	（環境生活部の分課及びその分掌事務） 第９条　［略］ ２～４　［略］ ５　自然保護課の分掌事務は、次のとおりとする。 ［略］ 自然公園担当の分掌事務 （１）・（２）　［略］ （３）　［略］ ６・７　［略］ （農林水産部の分課及びその分掌事務） 第12条　［略］ ２～４　［略］ ５　農業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。 ［略］ 農地・交流担当の分掌事務 （１）～（６）　［略］ （７）　［略］ （８）　［略］ ６～12　［略］ 13　森林保全課の分掌事務は、次のとおりとする。 保全・治山林道担当の分掌事務 （１）～（９）　［略］ ［略］ 14～16　［略］ （県土整備部の分課及びその分掌事務） 第13条　［略］ ２～９　［略］ 10　建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。 ［略］ 建築指導担当の分掌事務 （１）～（５）　［略］ （６）　宅地造成等の規制に関すること。 （７）　［略］ （８）　［略］ （９）　［略］ (10)　［略］ ［略］ 11　［略］ （農林部） 第26条　［略］ ２・３　［略］ ４　林務出張所の分掌事務は、別表第２の３の表に掲げる事務のうち、55の項から72の項まで及び109の項に掲げる事務とする。 別表第２	（環境生活部の分課及びその分掌事務） 第９条　［略］ ２～４　［略］ ５　自然保護課の分掌事務は、次のとおりとする。 ［略］ 自然公園担当の分掌事務 （１）・（２）　［略］ （３）　宅地造成及び特定盛土等の規制に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 （４）　［略］ ６・７　［略］ （農林水産部の分課及びその分掌事務） 第12条　［略］ ２～４　［略］ ５　農業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。 ［略］ 農地・交流担当の分掌事務 （１）～（６）　［略］ （７）　宅地造成及び特定盛土等の規制に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 （８）　［略］ （９）　［略］ ６～12　［略］ 13　森林保全課の分掌事務は、次のとおりとする。 保全・治山林道担当の分掌事務 （１）～（９）　［略］ (10)　宅地造成及び特定盛土等の規制に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。 ［略］ 14～16　［略］ （県土整備部の分課及びその分掌事務） 第13条　［略］ ２～９　［略］ 10　建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。 ［略］ 建築指導担当の分掌事務 （１）～（５）　［略］ （６）　［略］ （７）　［略］ （８）　［略］ （９）　［略］ ［略］ 11　［略］ （農林部） 第26条　［略］ ２・３　［略］ ４　林務出張所の分掌事務は、別表第２の３の表に掲げる事務のうち、55の項から72の項まで及び110の項に掲げる事務とする。 別表第２

1　［略］

2　広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターの分掌事務（第23条関係）

分掌事務	分掌の区分		備　考
	保健福祉環境部	保健福祉環境部保健福祉環境センター	
［略］			
36　［略］	［略］		
37　［略］	［略］		
［略］			

［略］

3　広域振興局農政部、農政部農林振興センター、農政部農村整備センター、林務部、農林部、農林部農林振興センター、水産部及び水産部水産振興センターの分掌事務（第24条－第27条関係）

分掌事務	分掌の区分								備　考
	農政部	農政部農林振興センター	農政部農村整備センター	林務部	農林部	農林部農林振興センター	水産部	水産部水産振興センター	
［略］									
108　［略］	［略］								
109　［略］	［略］								

［略］

4　広域振興局土木部及び土木部土木センターの分掌事務（第28条関係）

分掌事務	分掌の区分		備　考
	土木部	土木部土木センター	
［略］			
24　［略］	［略］		
25　［略］	［略］		
［略］			
［略］			［略］
35　宅地造成の許可及び指導監督に関すること。	○	○	
［略］			
［略］			

［略］

1　［略］

2　広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターの分掌事務（第23条関係）

分掌事務	分掌の区分		備　考
	保健福祉環境部	保健福祉環境部保健福祉環境センター	
［略］			
36　［略］	［略］		
36の２　宅地造成及び特定盛土等の許可及び指導監督に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。	○	○	
37　［略］	［略］		
［略］			

［略］

3　広域振興局農政部、農政部農林振興センター、農政部農村整備センター、林務部、農林部、農林部農林振興センター、水産部及び水産部水産振興センターの分掌事務（第24条－第27条関係）

分掌事務	分掌の区分								備　考
	農政部	農政部農林振興センター	農政部農村整備センター	林務部	農林部	農林部農林振興センター	水産部	水産部水産振興センター	
［略］									
108　［略］	［略］								
109　宅地造成及び特定盛土等の許可及び指導監督に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。	○	○		○	○	○			
110　［略］	［略］								

［略］

4　広域振興局土木部及び土木部土木センターの分掌事務（第28条関係）

分掌事務	分掌の区分		備　考
	土木部	土木部土木センター	
［略］			
24　［略］	［略］		
24の２　宅地造成及び特定盛土等の許可及び指導監督に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。	○		
25　［略］	［略］		
［略］			
［略］			［略］
35　削除			
［略］			
［略］			

［略］

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、表２の項の改正部分は、同年５月23日から施行する。

2　出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和61年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前

別表第１（第２条－第４条関係）

組織					職等
知事の事務部局	［略］				
	出先機関	広域振興局	［略］		
			県南広域振興局	［略］	
				保健福祉環境部	［略］
				保健福祉環境センター	［略］ 北上市、遠野市又は一関市千厩町に駐在する職員であって別に命ずるもの
				［略］	
			［略］		
		［略］			
		保健福祉部に属する出先機関	福祉総合相談センター	［略］	
			児童相談所		［略］
			［略］		
		［略］			
［略］					

改正後

別表第１（第２条－第４条関係）

組織					職等
知事の事務部局	［略］				
	出先機関	広域振興局	［略］		
			県南広域振興局	［略］	
				保健福祉環境部	［略］
				保健福祉環境センター	［略］ 北上市に駐在する職員であって別に命ずるもの
				［略］	
			［略］		
		［略］			
		保健福祉部に属する出先機関	福祉総合相談センター	［略］	
			一関児童相談所		総務保護課長
			宮古児童相談所		［略］
			［略］		
		［略］			
［略］					

備考　改正部分は、下線の部分である。